

滋賀県再生可能エネルギー振興戦略検討委員会について

1. 目的

新たな地域エネルギー社会への構造転換が求められる中、地域レベルで取り組み可能な再生可能エネルギーの導入促進や関連産業の振興を、本県において戦略的に推進していくための「(仮称) 滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」の策定に向けて、必要な調査・検討を行うため、設置する。

2. 委員

◆別添**資料1**別表（裏面）のとおり

3. 第1回委員会（開催概要）

- ◆日 時 平成24年7月24日（火） 13:30～15:30
- ◆議事内容 滋賀県における再生可能エネルギーの現状と課題について
- ◆結果概要 別添**資料2**のとおり

4. 今後の予定

- ◆平成24年8月～ 第2回委員会（論点整理）
第3回委員会（導入目標、振興方策）
第4回委員会（報告書（素案））
- ◆平成25年1月 第5回委員会（報告書（案））
- ◆平成25年2月 県民政策コメント
- ◆平成25年3月 『再生可能エネルギー振興戦略プラン』策定

滋賀県再生可能エネルギー振興戦略検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 新たな地域エネルギー社会への構造転換が求められる中、地域レベルで取り組み可能な再生可能エネルギーの導入促進や関連産業の振興を、本県において戦略的に推進していくための「(仮称) 滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」の策定に向けて、必要な調査・検討を行うため、滋賀県再生可能エネルギー振興戦略検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項等)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の事項について調査・検討する。

- (1) 再生可能エネルギーの導入促進に関すること。
- (2) 関連産業の振興および研究開発に関すること。
- (3) その他委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は別表に掲げる委員で組織する。

- 2 委員会に委員長、副委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長に事故あるときにその職務を代行する。
- 5 委員会に必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(招集等)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、滋賀県商工観光労働部地域エネルギー振興室において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年7月20日から施行する。

(別表)

滋賀県再生可能エネルギー振興戦略検討委員会 委員名簿

[敬称略、五十音順]

	氏名	団体・所属、役職等
1	来田 博美 きだ ひろみ	滋賀県地球温暖化防止活動推進センター キャリアアドバイザー
2	蒿村 ゆかり たかむら ゆかり	名古屋大学大学院環境学研究科 教授
3	中本 宣 なかもと わたる	株式会社リチウムエナジージャパン 営業部国内営業課長
4	橋本 憲 はしもと けん	ひがしおうみコミュニティビジネス推進協議会 事務局長
5	長谷川 正勝 はせがわ まさかつ	株式会社ハセック 代表取締役
6	福江 一郎 ふくえ いちろう	三菱重工業株式会社 特別顧問
7	堀尾 正鞠 ほりお まさゆき	龍谷大学政策学部 教授
8	安田 昌司 やすだ まさし	滋賀県立大学地域産学連携センター 教授
9	横山 隆一 よこやま りょういち	早稲田大学理工学術院環境・エネルギー研究科 教授
10	和田 幸男 わだ さちお	京セラ株式会社 滋賀野洲工場長
11	和田 武 わだ たけし	日本環境学会 会長 経済産業省 調達価格等算定委員会 委員

第1回滋賀県再生可能エネルギー振興戦略検討委員会の結果概要について

1. 開催概要

- ・日 時：平成24年7月24日（火） 13:30～15:30
- ・場 所：厚生会館別館4階大会議室
- ・出席者：
 - [委員]来田委員、高村委員、中本委員、橋本委員、福江委員、堀尾委員（途中退席）、安田委員、和田（幸）委員、和田（武）委員
 - [オブザーバー]近畿経済産業局、大阪ガス、関西電力、滋賀銀行
 - [県]堺井商工観光労働部長、水上地域エネルギー振興室長、ほか関係各課

2. 議事

- (1) 委員長および副委員長の選出について
→委員長に和田（武）委員、副委員長に堀尾委員を選出
- (2) 滋賀県における再生可能エネルギーの現状と課題について
→事務局より、国のエネルギー政策の動向や滋賀県内の状況等を説明
- (3) その他
→第2回開催は8月下旬を予定

3. 主な意見（文責：滋賀県商工観光労働部地域エネルギー振興室）

【滋賀県の特徴】

- ・地域が主体となって市民共同発電所が始まった滋賀県は、先駆的な県である。固定価格買取制度の下で先駆的な方策を構築できる能力を持った県である。
- ・エネルギー関連産業がこれだけ集積している地域は世界の中でも稀有であり、利点である。

【産業振興】

- ・産業活動を減らしてCO₂を削減させると考えるのではなく、産業界の発展にも繋がるような構造改革を進めていく必要がある。
- ・再生可能エネルギーを普及させていくこと自体が、県内の産業振興や企業支援に繋がる。

【省エネ・蓄エネの重要性】

- ・「創エネ（再エネ）」と同時に「省エネ」が重要である。太陽光パネルの設置など、創エネしていると省エネ意識も高まる。再生可能エネルギーの普及は重要だが、増え続けるエネルギーに合わせて県内で創ることは難しい。両者が歩調を揃えて発展していくことが必要である。
- ・「創エネ」だけでなく、将来的には再生可能エネルギーを安定的に供給するための「蓄エネ」も視野に入れるべきである。

【ファイナンス関連】

- ・ビジネスモデル、安心して投資できる仕組み、お金が回る仕組みを作るべきである。
- ・太陽光だけでなく小水力、バイオマスなど普及させなければならないものを、自治体が動いて準備をすれば、多くのファンドも付いてくる。

【地域における各主体の参画】

- ・再生可能エネルギーの普及が進むドイツやデンマークは、日本とは違い、地域が主体となって取り組んでいる。また、ドイツの農村地域は食糧だけでなく、エネルギーの生産地として変わりつつある。地域が主体となって普及がスムーズに進むようになることが重要であり、このことは1次、2次、3次産業を統合的に発展させていくことに有効な手段である。
- ・統計に載りにくい小規模（10kw以下）な発電への投資について、自治会レベルまで議論が広がり、データが蓄積されるようにする必要がある。そのためには、市民や実務者の参加が必要である。
- ・コミュニティーが持つポテンシャルを活かすべきである。JAや生協、森林組合などの組合事業とも結び付いていくようにすべきである。
- ・金融機関の関わりも必要である。皆でお金を使おうという雰囲気までどのように持っていくかを考えていくことが大切である。
- ・初期投資のお金の面が大変であり、金融機関に協力してもらえるモデルが必要である。

【行政による支援の在り方】

- ・固定価格買取制度ができて、県のすべき支援の質は変わってくるのではないか。
- ・県内の中小企業は、再生可能エネルギーについて、どのような施策や補助金があるかについて情報収集を行っている段階であり、自社の事業展開の戦略を考えるところまで至っていない。先駆的な取り組みについての地道なPRが必要である。
- ・再生可能エネルギーを作り出すことに協力したいと思う人が、実際にどうしたらいいか、どこに行けばいいかが分かるようにしていただきたい。
- ・ファンドを組んで太陽光パネルを設置するなど、ファイナンス面での枠組み（お膳立て）は既に出来ているが、公共施設に太陽光パネルを設置する場合、各自治体とも条例上の制約があつて使いにくい。県関係施設の屋根を積極的に開放していただければと思う。

【戦略プランの検討】

- ・1年を通じた季節ごとの県内の使用電力量など、実数字を押える必要があり、それを踏まえて県内でどれだけの再生可能エネルギーの導入量が必要かを考える必要がある。
- ・2030年の姿を描くにあたって、時間軸上のロードマップが必要である。

【その他】

- ・震災以降、エネルギー問題に対する県民の関心が高くなっていると感じており、今後は再生可能エネルギーでないと駄目だとの認識を持っている人が多い。
- ・固定価格買取制度の買取価格は収益が上がるよう設定されており、コスト面を含めた条件整備は揃ったものと理解している。
- ・地産地消のエネルギーシステムを創る場合、電気だけでなく「熱利用」の確保も重要である。

【次回の委員会について】

- ・固定価格買取制度が始まっている中で、これまでの課題を踏まえ、どのような展開が出来るかといった視点で資料を整理し、次回に議論したい。

以上